

第二条 任命権者は、毎年七月三十一日までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 任免及び職員数の状況
- 二 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- 三 分限及び懲戒の状況
- 四 服務の状況
- 五 研修及び勤務成績の評定の状況
- 六 福祉及び利益の保護の状況
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（人事委員会の報告）

第三条 人事委員会は、毎年七月三十一日までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 二 職員の競争試験及び選考の状況
- 三 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 四 不利益処分についての不服申立ての状況

（公表）

第四条 知事は、毎年九月三十日までに、第二条の規定による報告の概要及び前条の規定による報告を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、県公報に掲載して行うものとする。

（周知）

第五条 知事は、前条の規定により公表する報告の概要等の要旨について、インターネット等を利用して周知を図るものとする。

（委任規定）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林漁業改良普及手当、災害派遣手当」を「農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」に改める。

第十二条第二項第二号中「のうち」を「その他の職員で」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「四万円」に改める。

第十九条第三項中「まで」の下に「及び第二十三条の三の二」を加える。

第二十三条の三の二の見出しを「(農林漁業普及指導手当)」に改め、同条第一項中「農林漁業改良普及手当は、次の各号」を「農林漁業普及指導手当は、次」に改め、同項第一号中「第十四条の二第一項」を「第八条第一項」に、「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員である職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八十七条第一項に規定する林業普及指導員である職員

第二十三条の三の二第一項第三号中「林業、水産業若しくは蚕業を行い、又はこれら」を「試験研究機関と密接な連絡を保ち水産業に関する専門の事項について調査研究を行うこと又は水産業を行う者若しくは水産業」に改め、「林業、」及び「又は蚕業」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 農林漁業普及指導手当の月額は、給料月額に百分の八を乗じて得た額とする。

第二十三条の三の二第三項中「の農林漁業改良普及手当」を「に規定するもののほか、農林漁業普及指導手当の支給」に改める。

第二十三条の三の三の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条第三項中「災害派遣手当」を「前三項に規定するもののほか、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の手当」を「災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条において

準用する災害対策基本法第三十二条第一項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため秋田県に派遣された職員に対して、当該職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合に限り支給する。

附則第六項を削る。

別表第七中「炎 噴 出 時 中の額」を「炎噴派遣手当及び武力攻撃炎噴派遣手当の額」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(昇給停止に関する経過措置)」を付し、同項中「この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第六項に規定する人事委員会規則で定める職員以外の職員に対する)」を削り、「おける改正後の条例」を「おけるこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項後段を削る。

附則第三項を削る。

附則第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者(以下この条において「指定試験機関」という。)が行う保育士試験の受験の受験の受験をする者は、前項第一号に規定する手数料を指定試験機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

第二十四条第一号中「三万七千円」を「三万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十号

秋田県防災会議条例の一部を改正する条例

秋田県防災会議条例（昭和三十七年秋田県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「十人」を「十二人」に改め、同項第三号中「十六人」を「二十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十一号

秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十一条及び同法第百八十三条において準用する同法第三十一条の規定に基づき、秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置き、県の職員のうちから、知事が任命する。

(部)

第三条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

第四条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

3 国民保護現地対策本部員は、国民保護現地対策本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

(委任規定)

第五条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第六条 第二条から前条までの規定は、秋田県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十二号

秋田県国民保護協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第三十八条第八項の規定に基づき、

秋田県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（委員の定数）

第二条 協議会の委員の定数は、六十人以内とする。

（専門委員の解任）

第三条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第四条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第六条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第七条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任規定）

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）